

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>特定技能2号は在留更新に上限がなく家族帯同も可能で、自治体の受入れ体制に直接影響する。受入れ拡大や2号移行を進める前に、自治体の処理能力を前提として明確化し、国として財政支援と体制整備を先行させるべきである。</p>	<p>御指摘については、分野を所管する省庁及び法務省をはじめとする関係省庁で人手不足の状況等を考慮して検討し、有識者等の意見を聴取した上で、分野の追加・設定が適当と判断したものです。 引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
2	<p>特定技能制度や育成就労制度について、いわゆる移民政策ではないとしながらも、実際は移民政策を推進しているのではないかと懸念されている。</p>	<p>政府としては、例えば、国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人及びその家族を、期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとするいわゆる移民政策を採る考えはございません。</p>
3	<p>治安や社会保障等の問題が懸念されるため、安易に特定技能制度や育成就労制度を通して外国人労働者の受入れを拡大するべきではない。</p>	<p>御指摘については、分野を所管する省庁及び法務省をはじめとする関係省庁で人手不足の状況等を考慮して検討し、有識者等の意見を聴取した上で、分野の追加・設定が適当と判断したものです。 引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
4	<p>安易に特定技能制度や育成就労制度の分野等を拡大するのではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内人材確保に向けた処遇改善 ・安全保障および社会保障制度の悪用防止 ・受入機関（企業・監理支援機関）への罰則強化 ・地域治安への影響に対する具体的対策 ・労働基準監督署と出入国在留管理庁の監督人員・予算の増強 ・公表・再受入れ制限 ・受入れ見込み数の見直し <p>等に関する施策を優先又は平行して推進すべきである。</p>	<p>特定技能制度及び育成就労制度においては、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってもなお当該分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って、必要な範囲で外国人の受入れを行うものとしています。 御指摘については、分野を所管する省庁及び法務省をはじめとする関係省庁で人手不足の状況等を考慮して検討し、有識者等の意見を聴取した上で、分野の追加・設定が適当と判断したものです。 引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
5	<p>経産省が公表した2040年の就業構造推計（改訂版）では「人口減少でも大きな人手不足は生じない」「事務職に437万人の余剰が生じる」と出しているが、それでも人手不足を理由に育成就労制度の改正を進めるのか。進めるのであれば、経産省の就業構造推計のどこが間違っているから人手不足の問題があるのか説明されたい。</p>	<p>育成就労制度においては、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってもなお当該分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って、必要な範囲で外国人の受入れを行うものとしています。 引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
6	<p>指針案第五、一(二)について、原則として収集してはならない情報には、宗教が含まれるか。</p>	<p>監理型育成就労外国人等が信仰する宗教に関する情報は、収集してはならない情報である「思想及び信条」に含まれると考えています。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要な不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではありません。</p>
7	<p>個人情報の取扱いにあたり、電子メールを利用する場合はその送受信に関してセキュリティの適切な確保を義務づけるべき。</p>	<p>御意見は今後の執務の参考といたします。</p>